

## 横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第89条の3第1項の規定に基づき、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、関係機関等（法第89条の3の「関係機関等」をいう。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、障害者等への支援体制の整備のために、以下に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- (2) 障害者等への支援体制等に関する課題の抽出、把握及び共有
- (3) 相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有
- (4) 関係機関の連携強化
- (5) 社会資源の開発・改善等、課題への対応に向けた協議や取組の実施
- (6) 横須賀市の策定する市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要に応じた提言
- (7) 横須賀・三浦圏域自立支援協議会・神奈川県自立支援協議会への必要に応じた報告及び連携
- (8) 市の協議依頼事項に関する協議、報告及び提言
- (9) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、全体会、実務者運営会議、調整会議、各部会及びワーキンググループにより組織する。

(全体会)

第5条 全体会の委員は、関係機関等から市長が指名又は依頼した者50人以内をもって組織する。

2 全体会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 全体会に会長を置き、全体会の委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第 7 条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第 8 条 全体会は、実務者運営会議において協議された事項について報告を受け、第 3 条に規定する内容について協議を行うとともに、委員間での情報の共有を図る。

2 全体会の議事は、出席委員の総意により決定するが、これにより難しい場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。

(実務者運営会議)

第 9 条 実務者運営会議の委員は、関係機関等から会長が指名又は依頼した者をもって組織する。

第 10 条 実務者運営会議に座長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、実務者運営会議の委員任期、座長の職務及び実務者運営会議の運営について準用する。

第 11 条 実務者運営会議は、座長が招集する。

第 12 条 第 3 条に規定する内容について協議し、その結果を全体会に報告する。また、以下の内容についても協議する。

(1) 協議会の年間活動方針に関すること。

(2) 協議会の組織の設置及び調整に関すること。

(調整会議)

第 13 条 調整会議の委員は、関係機関等から実務者運営会議座長が指名又は依頼した者をもって組織する。

2 第 5 条第 2 項及び第 11 条の規定は、調整会議の委員任期と調整会議の運営について準用する。

第 14 条 第 3 条に規定する内容について、実務者運営会議で効率的な協議を行うために、協議の方向性や具体的な取り組み内容の見通しを立てるとともに、実務者運営会議で決定した事項について、必要に応じて細部の検討及び決定を行う。その結果については、実務者運営会議に報告する。

(部会)

第 15 条 部会は、設置の目的及び活動内容等を明らかにした上で、実務者運

営会議が設置する。

第 16 条 部会の委員は、関係機関等から、実務者運営会議座長が指名又は公募等により依頼した者をもって組織する。

2 第 5 条第 2 項及び第 11 条の規定は、部会の委員任期について準用する。

第 17 条 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

第 18 条 部会は、部会長が招集する。

第 19 条 第 3 条に規定する内容について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

(ワーキンググループ)

第 20 条 ワーキンググループは、設置の目的、活動期間及び活動内容等を明らかにした上で、実務者運営会議が設置する。

第 21 条 ワーキンググループの委員は、関係機関等から、実務者運営会議座長が指名又は公募等により依頼した者をもって組織する。

第 22 条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループの委員が互選する。

第 23 条 ワーキンググループは、座長が招集する。

第 24 条 第 3 条に規定する内容について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

(秘密等の保持)

第 25 条 協議会の委員及び出席者等は、法第 89 条の 3 第 5 項の規定に基づき、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員及び協議会の活動から退いた後も同様とする。

2 特に、個別事例に係る個人情報等については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(庶務)

第 26 条 協議会の庶務は、民生局福祉こども部障害福祉課において行う。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、「横須賀市障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン」に記載し、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定（第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。）にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。